

平成27年度から **介護保険制度** が変わります！

問健康保険課 ☎ 52-5809

地域包括ケアシステムの構築

サービスの充実に取り組みます

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議などのサービスの充実に取り組みます。

介護老人福祉施設の 入所基準が変わります

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則として、要介護3以上の人となります。(やむを得ない事情があれば要介護1・2でも認められる場合もあります。)

要支援1・2の人へのサービスが 一部変更になります

- 要支援1・2の人やその他の生活機能が低下した人などに対して、様々な生活支援や介護予防の取り組みを行う「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。
- 要支援1・2の人に対するサービスのうち、「介護予防訪問介護(ホームヘルプ)」と「介護予防通所介護(デイサービス)」は、この総合事業に順次移行します。

※田布施町は平成29年4月からです。

高額介護サービス費の 限度額などが変わります

(平成27年8月～)

利用者負担が高額になったときに支給される「高額介護サービス費」や、介護保険と医療保険両方の利用者負担が高額になったときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が変わります。

費用負担の公平化

一定以上の所得がある人の 利用者負担が2割になります

(平成27年8月～)

一定以上の所得がある人(例えば、年金収入で単身280万円以上)は、介護(介護予防)サービスの利用者負担が2割になります。

食費・居住費の負担軽減制度の 適用要件が変わります

(平成27年8月～)

低所得の施設利用者のうち、配偶者が住民税課税者である人や、預貯金などが一定額を超える人は、食費・居住費の負担軽減の支給対象外となります。

その他

サービス付き高齢者向け住宅の 住所地特例が見直されます

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、住所地特例の対象となります。また、住所地特例の対象者は、施設が所在している市町村の「地域密着型サービス」や「地域支援事業」を利用することができるようになります。

小規模の通所介護が 地域密着型サービスになります

(平成28年4月～)

定員18人以下の小規模の通所介護(デイサービス)が「地域密着型通所介護」として、町が指定監督などを行う地域密着型サービスに移行します。

平成27年8月以降の改正につきましては、改めて詳しい内容をお知らせします。